



# 栃木県公報

平成26年  
12月24日(水)  
第2642号

## 目次

	目	次
○予定保安林	告	示
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	公	告
○公共測量の実施		
○都市計画変更図書の写しの縦覧		
○同		

## 告 示

### 栃木県告示第587号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月24日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字船生字木ノ下入8224-2、8225-1、8238、8240-1、8240-3、8241から8243まで、8247-1、8247-3、8248-1、8254、8255-1、8256、8257-1、字富沢8210-5から8210-10まで、8210-12、8210-13、8210-16、8210-18、8214、8215-2、8219、8236-1、8236-6、字羽谷久保8193-1、8193-2、8199から8203まで、8205から8208まで、字宮内8190-1、8190-3

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

## 公 告

### ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成26年12月24日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成26年12月12日	特定非営利活動法人原子力発電所使用済核燃料廃棄物最終処分場を創る会	大海 直忠	栃木県宇都宮市築瀬1丁目6番18号	この法人は、日本国民をはじめとする世界の人々に対して、使用済核燃料廃棄物最終処分場を造るための促進事業を行うことにより、現在および後世にわたり、使用済核燃料に対する不安からの脱却に寄与することを目的とする。	平成27年2月12日

(県民文化課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、益子町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年12月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業地域  
益子町大字小泉地内
- 3 作業期間  
平成26年12月1日から平成27年3月20日まで

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成26年12月22日に変更した、足利佐野都市計画用途地域（佐野岩崎産業団地）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年12月24日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成26年12月22日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（佐野岩崎産業団地）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年12月24日

栃木県知事 福 田 富 一

(都市計画課)